古田史学の会・東海

東海の古代

第95号 平成20(2008)7月

会 長:竹内 強

編集発行:事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧〈Tel&Fax:0561-82-2140、メールアト゛レス:furuta_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームへ。ーシ゛: http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

前号に引き続いて、加藤勝美氏の「古代史の 再検討-絶対年度の復元-」を掲載します。

目 次

- 1 はじめに
- 2 不可思議な記紀の記述
- 3 記紀に記された年齢
- 4 暦法の開始
- 5 在位年数の問題
- 6 実年代の復元
- 7 稲荷山鉄剣銘(検証その1の準備)
- 8 江田船山鉄剣銘(検証その1の準備)
- 9 倭の五王をめぐって
- 10 武王について(検証その2の準備)
- 11 五王の検証(第2の検証)
- 12 天皇と五王の対応

古代史の再検討(5)

一絶対年代の復元ー

名古屋市 加藤勝美

13 日本の天皇、皇太子、皇子皆死去

『日本書紀』の継体紀に不思議な記述がある。次のような意味の記事である。

二十五年春二月、天皇崩御。

ある書には二十八年(甲寅年・534年)崩御とあるが、『百済本記』には「二十五年(辛亥年・531年)三月、日本の天皇、皇太子、皇子皆死去」とあるので、『百済本記』に従って二十五年とした。いずれが正しいか後世の人の探求に委

ねたい。

これについて、岩波文庫の『日本書紀(三)』 (坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋校注) も補 注を設けて、「日本の天皇、皇太子、皇子皆死 去」を取り上げ、「奇怪な記事」としている。 奇怪なわけである。継体紀のどこを探しても、 「日本の天皇、皇太子、皇子皆死去」の事実は ない。それどころかその気配すら見あたらない。 前掲した第3表「古代天皇の実質世代数」によ ってすぐに確認できるように、「皇太子、皇子 皆死去」どころか、継体天皇の御子たちは次々 に皇位についているのである。継体は二十六代 目の天皇だが、それを継いだ二十七代安閑天皇、 二十八代宣化天皇、二十九代欽明天皇は、すべ て継体天皇の御子たちである。岩波文庫の「日 本書紀(三)」が「奇怪な記事」とあきれて記す のも無理はないのである。

念のために、継体紀該当部分の原文を示せば 次のとおりである。

廿五年春二月、天皇病甚。

- 〇丁未、天皇崩于磐余玉穂宮。時年八十二。
- 〇冬十一月丙申朔庚子、葬于藍野陵。

〔或本云、天皇廿八年歳次甲寅崩。而此云 廿五年歳次辛亥崩者、取百濟本記爲文。其 文云、太歳辛亥三月、軍進至于安羅、營乞乇 城。是月、高麗弑其王安。又聞、日本天皇及 太子皇子俱崩薨。由此而言、辛亥之歳、當廿 五年矣。後勘校者、知之也。〕

※〔〕内は細字 (『日本書紀』継体紀)

この注記からもうかがわれるように、『日本書紀』の執筆者たちが記事を造作しようとした形跡は全くない。逆に、馬鹿正直なくらい、正直に記している。ある本(おそらく朝廷内部の史料)では、継体天皇は甲寅年(534年)死去とあるが、『百済本記』には辛亥年(531年)死去とあるので、迷ったけれども『百済本記』の記述に従ったとわざわざ正直に注記しているのである。

世に『日本書紀』の造作性を強調する識者が 少なくない。が、造作しようとする者が判断の 迷いを暴露し、「いずれが正しいか後世の人の 探求に委ねたい」とわざわざ注記するだろうか。

継体朝に「日本の天皇、皇太子、皇子皆死去」という事件など全く起こっていないことなど、 継体紀の執筆者本人が一番知悉していた筈。それなのに、『百済本記』の記事をわざわざ紹介し、疑義の解明は後世の人の手に委ねたい、と注記している。執筆者は『百済本記』を不審に思っている様子はなく、それどころか、『百済本記』にしたがって継体天皇の崩御年を531年としているのである。

さて、私たちは、「日本の天皇、皇太子、皇子皆死去」と記されている『百済本記』の記事をどう考えたらいいのであろう。本当に奇怪な事柄なのだろうか。一見奇怪に見えるだけであって、本当は何らかの史実を反映しているのではなかろうか、という疑問も生じる。

『百済本記』は朝鮮半島側の王朝史である。 日本はいわば海外諸国の一つでしかない。勘違いでもしていない限り、わざわざありもしない 事件を付加して記す必要はどこにもない。「日本の天皇、皇太子、皇子皆死去」という記事は 客観的な事実を記しているだけで、それ自体全 く主観や評価の入り込む余地がない。

この記事は『百済本記』の執筆者の錯誤だろうか?。むろん、錯誤の可能性はある。神ならぬ身の人間が執筆するのであるから、錯誤は常について回るからである。けれども、錯誤の可能性を秘めているのは、ひとり『百済本記』に限らない。『漢書』、『後漢書』、『三国志』といった中国側の史書類をはじめ、『古事記』、『日本書紀』など一切の文献類が錯誤の可能性を秘めている。したがって錯誤を理由に持ち出せばいかなる説も可能となる。「日本の天皇、皇太

子、皇子皆死去」といった事実などなく、それは『百済本記』の執筆者の錯誤だろう、と切り捨ててしまえるからである。これでは何ら問題の解決にならない。「錯誤だろう」といって切り捨てる判断(ないし解釈)を行った、当の論者の主張だけが残り、その判断の良否をなんびとも確認できなくなる。すなわち、謎は謎のまま放置されてしまうのである。

なにはさておき、私たちは『百済本記』の記事を先ず信用してみることからはじめなければならない。錯誤か否かは検討が終わってから後の判断としなければならない。

14 「皆死去」の事実(検証3の準備)

先ず想定しなければならないことは、『百済本記』は実年代で記されていたに相違ないことである。

允恭紀から雄略「日本の天皇、皇太子、皇子皆死去」という『百済本記』の記述は当然のことながら六世紀にそういった事実があったことを実年代で記しているのである。百済は朝鮮半島、すなわち大陸側に存在した王朝で、当時中国の暦法が伝わり採用されていた。

他方、六世紀といえば我国は独自の二倍年暦に依存していた時代である。元嘉暦が開始されるのはすでに紹介したように、早くても100年以上も後の推古朝。『日本書紀』によればさらに時代が下った持統朝のことだ。

さて、『日本書紀』(継体紀)の執筆者は『百済本記』の干支を引用し、「日本の天皇、皇太子、皇子皆死去」は辛亥年(531年)の記事に充てている。

ここで厄介なのは「継体紀」の執筆者のその 判断が適切か否かという問題がある。

『日本書紀』の著者たちは、二倍以上に引き 延ばされた年代をさながら実年代として扱おう としている。

たとえば神功皇后は二倍年暦換算すればせい ぜい六世紀の人物の筈なのに、あたかも神功皇 后を三世紀の人物であるかのごとく扱ってい る。すなわち、「神功皇后紀」に『魏志倭人伝』 の三世紀の記事を引用している。

その同じ「神功皇后紀」に卑弥呼の時代と近 肖古王の時代とが百年以上も違うのに、同じ時 代のように扱っている。このような例はほかに も知られている。

したがって「継体紀」の執筆者が引用した 辛亥年が531年のことか否かは直ちに決め がたい。重要なのは「日本の天皇、皇太子、 皇子皆死去」といった古代史上類例をみない 大惨劇が本当に存在したか否かがポイントと なる。そうはいっても辛亥年を無限に拡散さ せてはいけない。「継体紀」の執筆者はこの 事件を継体天皇の崩御年のこと、すなわち6 世紀の記事のこととして注記している。そこ で私はせいぜい一巡後の辛亥年(591年) だけにとどめたい。つまり531年から59 1年という60年間に極限しておきたい。こ の極限された60年間に本当に「日本の天皇、 皇太子、皇子皆死去」などという未曾有の大 事件が起きているだろうか

15 実年代で検証する「皆死去」

では、「日本の天皇、皇太子、皇子皆死去」という事実は存在するであろうか。

『百済本記』が記す「日本天皇及太子皇子 倶崩薨」なる記事は尋常でない。もしも事実 なら日本古代史上類例をみない大惨劇と断じ てよかろう。海外史書でさえ特記したこんな 大事件が日本国内の伝承に全くないというこ とは考えられない。

もしも事実なら、我が国の史書である『日本書紀』の全記述の中のどこかに記されている筈である。記されていなければおかしい。

ただし、『日本書紀』の記事ならどこであっても構わない、というわけにはいかない。 第5表の実年代推計に当てはめて531~5 91年の間に限定される。

検証という性格上、このわずか60年の間に日本古代史上未曾有といってよい惨劇が起きていなければならない。厳しいようだが、この期間に何事も起きていなければ、実年代推計に欠陥があることになる。自分が作成した第5表を私自ら否定するようだがやむを得ない。

では、早速531~591年の間に崩御した天皇を第5表の実年代推計から拾い出してみよう。これまでの検証でA案は不可、B案可という結果が出ているのでB案について示そう。

第5表 実年代推計

	-						
代	天皇	古事記	実 年一	崩御	s ÷	推計	実 年
	名	崩御年	次推計	年 差	2		
			(P)	(S)		(A案)	(B案)
1	神武	戊寅(書紀)	(78)	(240)	120	341	384
2	綴靖	_					
3	安寧	_					
4	懿徳	_					
5	孝昭	_					
6	孝安	=					
7	孝霊	_					
8	孝元	=					
9	開化						
10	崇神	戊寅年七月	318	37	18. 5	461	504
11	垂仁	-					
16	仁徳	丁卯年八月	427	5	2. 5	515	558
17	履中	壬申年正月	432	5	2. 5	518	561
18	反正		437	17	8. 5	520	563
19	允恭	甲午年正月	454	35	17. 5	529	572
20	安康						
21	雄略	己巳年八月	489	38	19	546	589
22	清寧	_					
23	顕宗	_					
24	仁賢	_					
25	武烈						
26	継体	丁未年四月	527	8	4	565	608
27	安閑	乙卯年三月	535	49	24. 5	569	612
28	宣化	_					
29	欽明						
30		甲辰年四月	584	3	1.5	594	637
31	用明	*	587	5	2.5	595	638
32	崇峻	壬子年十月	592	36	18	598	641
	1.7%	.D> 6	000	(12)	(6)	0.0 :	050
33	推古	戊子年三月	628			604	659
34	舒明	在位13年					_
35	皇極						_
36	孝徳						_
37	斉明	在位 7年					_
38	天智	実質在位 10年					_
39	弘文	在位 1年				000	26.5
40	天武	在位14年				690	690
41	持統	持統 6年					

- 注1 推計実年(A案) は基準年を604年(推古12年)として算出。
 - 2 推計実年 (B案) は基準年を690年 (持統4年) として算出。結局A案+43年。
 - 3 神武天皇は古事記に崩御年不記述。日本書紀では 戊寅年崩御になる。崇神も戊寅年崩御。 神武の崩御年は両天皇の崩御差を120年と仮定し て算出したひとつの参考値(本文参照)
 - 4 弘文天皇は『日本書紀』では即位していない。

A案も参照したい向きは各自確認されたい。

531~591年崩御の天皇(B案)

天皇名	崩御年	備考
応神天皇	542年	
仁徳天皇	558年	
履中天皇	561年	
反正天皇	563年	
允恭天皇	572年	
安康天皇	_	不明
雄略天皇	589年	

以上七天皇が該当する。果たしてこの極限された七天皇の時期に「日本天皇及太子皇子倶崩 薨」と記されるような大事件が起きているのだろうか?。

調べてみると、起きていた。紀にかけて、骨肉の、血で血を洗う凄惨な惨殺事件が次々と記されている。

- a 允恭天皇の太子だった木梨軽皇子は、弟の 穴穂御子(後の安康天皇)と軍事対決して 自殺する。
- b 天皇に即位した安康は、臣下の讒言(嘘) を真に受け叔父の大草香皇子を惨殺。
- c 大草香皇子の遺児となった眉輪王は父の 仇と聞いて安康天皇を刺殺。
- d 天皇惨殺の大事を受け大泊瀬皇子(後の雄略天皇)は二人の兄(八釣白彦皇子と坂合黒彦皇子)を疑い、相次いで惨殺。
 - この過程で安康天皇の直接の刺殺者が眉輪王であることを知り、同王をも惨殺。
- e 大泊瀬皇子は従兄の市辺押磐皇子が安康天皇の皇位継承の意志を抱いていることを知り、狩りに誘い出して謀殺。

以上、まさに、『百済本記』に記された「日本の天皇、皇太子、皇子皆死去」さながらの大惨事が起きていたのだ。これら一連の事件は数年以内という超短期間に相次いで発生している。允恭天皇の太子だった木梨軽皇子の自殺が允恭天皇崩御の翌年(573年)だったとする

と、一連の惨劇は3、4年の間に発生したことになる。『日本書紀』が記す雄略天皇の在位は24年間であるから2倍年暦で12年。

雄略天皇の崩御年は589年。したがって雄略天皇の即位は577年(589年-12年)より前となる。つまり、一連の惨劇は573~57年の間に発生したことになる。まさに『百済本記』の「日本天皇及太子皇子倶崩薨」という表現にぴったりなのである。

むろんこんな大惨事は記紀の全記事に拡大してみても全く見いだせない。第5表の実年代推計が正鵠を射ているのをここでもまた思い知らされたのである。

ところで、『日本書紀』の執筆者が『百済本記』から引用した「日本天皇及太子皇子倶崩薨」 という記事は、継体天皇の崩御の段に置かれている。しかしながら、この記事は、継体天皇ではなく、雄略天皇の崩御に際して引用されるべきものであったことが分かる。

『日本書紀』の執筆者が本来は雄略天皇の崩 御に際して引用されるべきだった『百済本記』 の記述を継体天皇の崩御の段に置き、継体天皇 の崩御年を『百済本記』に従って辛亥年とした ため、起きた奇妙な問題がある。次の代の安閑 天皇は継体天皇の崩御の年と同じ年に即位した と明記している。すなわち辛亥年から3年後の 甲寅年に即位したと記している。辛亥年では同 年即位どころか3年も離れてしまう。が、この 問題も或本(国内史料)にしたがって継体天皇 の崩御を甲寅年と理解すればぴったり一致す る。『日本書紀』の執筆者が後世に託した継体 天皇の崩御年は、甲寅年が正しいと回答するこ とができよう。「日本の天皇、皇太子、皇子皆 死去」をめぐって検証を行った結果、このよう な別の謎が思いも及ばぬ形で解決されたのは幸 甚である。

ただし、『日本書紀』の著者は二倍年暦に気づいている様子が全くない。それどころか年代を2倍以上引き延ばしている。このため、『日本書紀』の著者が参照した或本による甲寅年そのものが正しいか否か私には判断できない。

以上で第3の検証は終了である。が、ここで 少々付言しておこう。

先に、私は稲荷山古墳の鉄剣銘に刻まれた「シキノミヤ」に在世した獲加多支鹵大王を追求し

た。その結果その大王を記紀の中に発見し、息が止まるほど驚いた、と記した。今回はそこまでの驚きはなかった。というのは、最初に記紀を通読したとき、今述べた凄惨な惨劇は否が応でも強烈な印象として残り、継体紀に記されたこの惨劇は継体天皇のことではなく、雄略天皇のことではないか、と直感していたからである。もっとも、惨劇の時期が復元された実年代の網に寸分の狂いもなく、といっていいほどものの見事に引っかかって来るとは思ってもいなかった。現実にこうして引っかかってみると、やはり非常な驚きである。

考えてみれば網に引っかかってくるのはむしろ当然と言っていいのかもしれない。『百済本記』などの海外史料は実年代によって記述されている。だからこそ、『日本書紀』の執筆者たちは、当該年代にはこんなことがあった、という形で、『魏志倭人伝』や『百済本記』の記事を引用しているわけである。だが、『日本書紀』が割り振った年代は架空の年代である。そこで、『日本書紀』の年代をいったん廃し、復元された実年代に置き換えてやればいい。そうすれば史実の正しい生起年代がよみがえってくるのは当然に相違ない。

以上、「獲加多支鹵大王」問題、「倭の五王」 問題に続いて、今回の検証でもまた、第5表の B案が史実によく合致していることが証明され たと考えてよかろう。

最後に一点気になることがある。『百済本記』の辛亥年は検証によって531年ではなく、591年であることが明らかになった。このミスの原因は他の記事でも干支計算を一巡、二巡とミスっているので、『日本書紀』に起因すると考えていいだろう。が、むろん『百済本記』の誤記ということも考えられる。現実には『百済本記』なる史書は失われているので、原文に当たって確認することができない。後世、何らかの形で確認できれば私としても本望である。

それより気になるのは、雄略天皇の崩御年である。『百済本記』からの推定では591年である。『古事記』の伝承から導いたB案でいくと589年である。つまり2年の差がある。2年の差は物の数ではないともいえようが、私としては気になる。

この原因は色々考えられる。

雄略天皇の崩御が百済側に伝わったのが2年後という見方がひとつ。雄略天皇の時代は2倍年暦の真っ最中なので、干支がずれる可能性がひとつ。第5表B案自体がずれている可能性がひとつ。いずれ誤差の範囲と考えてもいいが、倭の五王の際の実年代があまりにぴったりだったので、少し残念な思いが残るのである。

B案は持統6年(690年)を起点とした実年代案である。起点を4年繰り下げて持統10年(694年)とすればぴったりだが、根拠もなく繰り下げれば、牽強付会のそしりを免れない。新証拠などに基づいてB案に微調整が施されるなら私としても本望である。後学の士に期待したい。

次回は『隋書』倭国伝にかかる、あの有名な倭王「多利思比孤」の謎を取り上げ、第5表B案に照らしてどんな結果をもたらすか検証してみたい。

ひろば

日本随筆大成〈第3期〉第13巻『塩尻』 (巻之二十四 皇年代記抜抄)について

瀬戸市 林 伸禧

1 はじめに

「古代逸年号」を様々な文献から採集していたところ、吉川弘文館発行の『日本随筆大成新装版〈第3期〉』第13巻の『塩尻』に、誤り(底本・印刷の誤り)を発見しました。

発行者の吉川弘文館にその旨指摘したところ 「御指摘の通りと存じますので、今後、重版 の折りには訂正する方向で検討させていただ きます」

との回答を得ましたので、お知らせします。

2 『日本随筆大成 新装版 〈第3期〉』第13巻の『塩尻』の問題点

「塩尻1」(巻之二十四 皇年代記抜抄、4 9 2~4 9 4 頁) の古代逸年号に関する記述に

① 継体年号善記始也[云々]、

〔是継体帝即位十六年を善記元年とす〕

善記四〔壬子〕

(※〔〕書は細字)

と記載されています。

『日本史年表』(歴史学研究会編、岩波書店 発行)で確認すると、

- ・継体16年は、西暦522年で、干支は「壬寅」です。
- ・522年前後で、干支が「壬子」の西暦は、「472年の雄略15年(※三正綜覧による)」か、または「532年の空位時代」に当たります。

なお、『二中歴』を始めとする古代逸年号関係の文献では、善記元年の干支はすべて「壬寅」です。

- ② 次に記載されている「正和五〔丙子〕」を確認すると
 - ・正和元年(善記5年)は、継体21年で西暦527年、干支は「丙午」です。
 - ・527年前後で、干支が「丙子」である西暦は、556年(欽明17年)、又は616年(推古24年)です。
 - ・『二中歴』等の古代逸年号関係文献では、正和元年は「丙午」です。

このように、「善記」・「正和」元年に対する 干支が正しく記載されていないことが判明しま 」た

- ③ 次に記載されている、「**教到[辛亥]**」に ついては
 - 教到元年(善記4年+正和6年)は、継体25年で西暦531年、干支は「辛亥」です。
 - ・また、『二中歴』等の古代逸年号関係文献 でも、教到元年は「辛亥」です。

「教到」年号の場合には、一致しています。

以上のことから、干支が正しく掲載されているか否かを確認するため、『二中歴』・『海東諸国記』及び『如是院年代記』と比較したところ、次の年号について、元年干支の記載が違っていました。(「『二中歴等』と『塩尻』の年号・干支比較表」参照)

善記四〔壬子〕、正和五〔丙子〕、 兄弟一〔戊子〕、金光六〔庚子〕、 鏡常四〔辛巳〕、吉貴七〔甲子〕、 景縄五〔戊子〕

3 日本随筆大成 新装版 〈第3期〉第13巻 の『塩尻』の底本

平成7年発行の『塩尻』の解題では

今回収録のものは、右帝国書院本の底本と なった、内閣文庫藏の百巻本をも参看した。 と掲載されていました。

また、帝国書院発行の『塩尻 上巻』(明治 40年発行)の「塩尻序」で

内閣文庫所蔵の百冊本を底本とし、更に諸本 を以て之を對校して将に活刷に付せんとし、 來りて予に其序を求められる。

と掲載されていました。

このことから、底本は「内閣文庫本」と判明しました。

4 内閣文庫本の問題点

『塩尻』の底本「内閣文庫本」と「名古屋市 逢左文庫本」、「愛知県刈谷市中央図書館本」(以 下、「内閣本」、「逢左本」、および「刈谷本」 という。)とを比較すると、「内閣本」には書 写の誤りがあることが判明しました。その状況 は次のとおりです。

(「写本『塩尻』(「皇年代記抜抄」) 対比表」参照)

(1) 「寅」の略字である。「刀」を「子」と 誤認しています。

「逢左本」及び「刈谷本」では、「寅」の略字である「刀」が書写されています。

「刀」書体を「子」書体と誤認したようです。 なお、「逢左本」、「刈谷本」では、「善記四 壬子」等の「子」と「命長七庚子、白雉九壬子」 の「子」とでは書体が異なります。

すなわち、

善記四〔壬子〕→善記四〔壬寅〕

兄弟一〔戊子〕→兄弟一〔戊寅〕

吉貴七〔甲子〕→吉貴七〔甲寅〕

金光六〔庚子〕→金光六〔庚寅〕

景縄五〔戊子〕→景縄五〔戊寅〕

でありました。

(2) 「午」書体を「子」書体と誤認しています。

「刈谷本」では「午」と明確に書写されてい ます。すなわち、

正和五 [丙子] →正和五 [丙午] でありました。

『二中歴、海東諸国記、如是院年代記院』と『塩尻』の年号・干支比較表

= 1	中歴		海東	諸国記		如是	上院年代	忙記		į		尻		備考	-
年 号	使用期間	元年干支	年 号	使用期間	元年干支	年 号	使用期間	元年干支	干支コード	年 号	使用期間	元年干支	干支コード	干支相違点	その他
継体	5	丁酉	_	_		_	_			_	_	_		丁酉:3	4
善記	4	壬寅	善記	4	壬寅	善記	4	壬寅	3 9	善記	4	壬子	4 9	子×寅	
正和	5	丙午	正和	5	丙午	正和	5	丙午	4 3	正和	5	丙子	1 3	子×午	
教到	5	辛亥	発到	5	辛亥	教到	5	辛亥	4 8	教到	5	辛亥	4 8		
僧聴	5	丙辰	僧聴	5	丙辰	僧聴	5	丙辰	5 3	僧聴	5	丙辰	5 3		
明要	1 1	辛酉	同要	1 1	辛酉	明要	1 1	辛酉	5 8	明要	1 1	辛酉	5 8		
貴楽	2	壬申	貴楽	2	壬申	貴楽	2	壬申	0 9	貴楽	2	壬申	0 9		
法清	4	甲戌	結清	4	甲戌	法清	4	甲戌	1 1	法清	4	甲戌	1 1		
兄弟	6(1)	戊寅	兄弟	1	戊寅	兄弟	1	戊寅	1 5	兄弟	1	戊子	2 5	子×寅	
蔵和	5	己卯	蔵和	5	己卯	蔵和	5	己卯	1 6	蔵知	5	己卯	1 6		
師安	1	甲申	師安	1	甲申	師安	1	甲申	2 1	師安	1	甲申	2 1		
和僧	5	乙酉	和僧	5	乙酉	知僧	5	乙酉	2 2	知僧	5	乙酉	2 2		
金光	6	庚寅	金光	6	庚寅	金光	6	庚寅	2 7	金光	6	庚子	3 7	子×寅	
賢接	5	丙申	賢接	5	丙申	賢称	5	丙申	3 3	賢称	5	丙申	3 3		
鏡当	4	辛丑	鏡当	4	辛丑	鏡常	4	辛丑	3 8	鏡常	4	辛巳	2 8	巳×丑	
勝照	4	乙巳	勝照	4	乙巳	勝照	4	乙巳	4 2	勝照	4	乙巳	4 2		
端正	5	巳酉	端正	5	巳酉	端正	5	巳酉	4 6	端正	5	巳酉	4 6		
告貴	7	甲寅	従貴	7	甲寅	吉貴	7	甲寅	5 1	吉貴	7	甲子	0 1	子×寅	
願転	4	辛酉	煩転	4	辛酉	願転	4	辛酉	5 8	願転	4	辛酉	5 8		
光元	6	乙丑	光元	6	乙丑	光充	6	乙丑	0 2	光永	6	乙丑	0 2		
定居	7	辛未	定居	7	辛未	定居	7	辛未	0 8	定居	7	辛未	0 8		
倭京	5	戊寅	倭京	5	戊寅	倭景縄	5	戊寅	1 5	景縄	5	戊子	2 5	子×寅	
仁王	1 2	癸未	仁王	6	癸未	仁王	6	癸未	2 0	仁王	6	癸未	2 0		
_	_	_	聖徳	6	己丑	聖徳	6	己丑	2 6	聖徳	6	己丑	2 6		
僧要	5	乙未	僧要	5	乙未	僧要	5	乙未	3 2	僧要	5	乙未	3 2		
命長	7	庚子	命長	7	庚子	命長	7	庚子	3 7	命長	7	庚子	3 7		
常色	5	丁未	常色	5	丁未	常色	1 4	丁未	4 4	位常光	5	丁未	4 4		
白雉	9	壬子	白雉	9	壬子	_		_		白雉	9	壬子	4 9		
白鳳	2 3	辛酉	白鳳	2 3	辛酉	白鳳	2 3	辛酉	5 8	白鳳	2 3	辛酉	5 8		
朱雀	2	甲申	朱雀	2	甲申	朱雀	2	甲申	2 1	朱雀	2	甲申	2 1		
朱鳥	9	丙戌	朱鳥	9	丙戌	大化	6	丙戌	2 3	大化	6	丙戌	2 3		
_		_	_		_	大長	9	仁辰	2 9	大長	9	壬辰	2 9		
大化	6	乙未	大和	3	乙未	_		_		_		_		乙未:3	2
		_	大長	3	戊戌	_		_		_				戊戌:3	5
大宝	3	辛丑	大宝	3	辛丑	大宝	3	辛丑	3 8	大宝	3	辛丑	3 8		

- ※1 干支コード:「甲子(01)~癸亥(60)」とした。
 - 2 『塩尻』の「教到」年号の期間及び「僧聴」年号の期間・元年干支は、「宣化天皇僧聴元年即位」及び「明要」 年号の元年干支から推定した。
 - 3 『二中歴』の「兄弟」年号の期間欄の()書きは異説。また、異説が正しい期間です。

 後略 	大寶三善 爱宴四年	大化六烷 大長九 层井統天皇	天武完皇 自鳳十二年"郡佐	天智天皇	· 泰明天皇	名古屋市逢左文庫本
 後略 	文章三母度雲四根文武天皇大	朱苍二神 大化六环 大二	天政天皇白鳳十二年即戶	大智天皇 科	奇明天皇	刈谷市中央図書館本
 後略 	文武天皇大長六年即位 大宝三年及震雲四年反原	皇 朱崖二甲甲 大化六原人大長九五辰	天武天皇,白風十二年即位	天智天皇 白風北三辛百	谷明天皇	内閣文庫本

孝德天皇命長八年"而传	皇極天皇 今長三年事乃任	聖德八巴僧要五本命長七度子野明天皇	化王六 耧	吉貴七甲發轉四時充水九七元居七寺景縄五水推古天皇	第近五·周	用明天皇 勝照二手:即位	写和五中一全意中心用 照四元	教達天皇全艺二年"即後	名古屋市逢左文庫本
京先五年 常先五年 今是不年,即位		舒明天皇 聖徳六正僧東五北帝長七	仁王六於 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	推古天皇	崇峻天皇 端正五配	用明天皇勝照二年即位	軟	資於五柄 鏡常四母 勝照四故建天皇金老二二年,易位	刈谷市中央図書館本
命展六年即位 常光五丁末	命長三年即	聖点六日又曾要五日本命長し東子北京長七夜	頭轉四幹 光永六七定居七 華景總五次	春貴七甲子 願賴四年四 光水六五	崇峻天皇 端正五口酉	用明天皇勝照二年即位	甲 鏡常四年上 勝照四七日	版回己	内閣文庫本

至老六旗 全老六旗 兄弟一以 月在王菩薩 野輔	藏知五紀師安一即和酒造面金明要工野黄樂二时法清四湖兄敦明天皇護国是弱威对神通大自	The state of the s
光六庚子 一步四青磐二年中 法清四甲戊 医第二天皇諸國灵縣成川祖道少自在王老落中	一点 金属 如那	藏知五的师子一种知僧五百食之六五明男之所 黄磐二年 法清四家 兄子一代了明男之 新国灵野居力和是大自在王孝落 军
宣化天皇僧晓元年即位	万 二 年 品位	僧聽五河 化天皇僧聽元年 那位
安闲天皇教倒四年即位云、	安明天皇教例四二年一届后三	安用天皇教倒四手事信五
例 辛 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	善記四世正和五病教例穿然年之里日本年号寺記如云	, i
善也四五年一日一日本年号善記的五、免任所清息公子之後終天皇日本年号善記的五、免任所清息公子之		養記四孔上知五五年教例等
 前 略	前略 -	前略
内閣文庫本	刈谷市中央図書館本	名古屋市逢左文庫木
※ 囲みは作成者		写本『塩尻』

(3) 「丑」書体を「巳」書体と誤認しています。

「逢左本」での「鏡常四辛丑、聖徳六己丑、 大宝三辛丑」の「丑」は、同じような書体なが ら、「内閣本」では「鏡常辛巳」、「大宝三辛丑」 と書き分けています。

また、「刈谷本」では、「鏡常四辛丑、大宝 三辛丑」の「丑」が同じような書体です。 このことから

鏡常四〔辛巳〕→鏡常四〔辛丑〕 でありました。

(4) また、干支にコード番号を付して干支の順位を確認したところ、誤りが判明できました。

5 その他「印刷」上の誤り

「位常光 五 丁未」と印刷されていますが、「逢左本」、「刈谷本」及び「内閣本」では「常光」です。

また、帝国書院発行の『塩尻 上巻』も「常光」です。すなわち、

「位常光 五 丁未」→「常光 五 丁未」 で、誤植がありました。

6 おわりに

他の文献でも、十二支の「刀(寅)」を誤読 していた事例(甚目寺町史)がありました。

また、活字本(翻刻本)の場合は、念のため、 活字本の底本である古写本(数種類)を確認す る必要があることになりますが、実際問題とし て、私にとっては大変困難なことと思います。

書評

『なかった-真実の歴史学-』(第五号)収録 「神武が来た道」(最終回)伊東義彰氏著を読んで 岐阜市 竹内 強

この労作は、すでに古田史学の会発行の『古 代に真実を求めて』第8集に収録された同名論 文、及び同第9集に収録された「北部九州の弥 生大墓」で発表されたものを補正加筆されたものです。

『なかった』第2号から第5号まで4回に亘って連載され、今回が最終回ということです。

今号では、神武が吉野の宇陀から奈良盆地へ 侵入し磐余に定着するまで、さらに近畿天皇家 が奈良盆地を平定するところまで論じていま す。

戦後、津田左右吉を始め多くの歴史学者が、神武神話は「記紀」編者の創作であるといってきました。現在もこれが定説となっています。こうした考えの根拠のひとつとなっているのが、神武に続く二代綏靖から九代開化までの八代の天皇を「欠史八代」と呼び、なんら業績を書かないのは架空である証拠であり、これらの天皇はその在位期間だけが必要であったというのです。「欠史八代」が架空であれば神武もまた存在しないというのです。

今回、伊東氏は奈良盆地平定こそが「欠史八代」の天皇の業績であることをそれぞれの宮居、陵墓さらに婚姻関係から明らかにしています。では、なぜ「記紀」編者はこうした業績を説話としてこれらの天皇の代に記述しなかったのか。この疑問に伊東氏は次のように答えています。

「『古事記』・『日本書紀』は、日本列島を支配する唯一正統な血筋は神武の子孫である。この大儀名分によって書かれている。……

しかも日本列島は、天照大神の意思により神武 のときにはすでにその支配の下にあったという大 義名分のうえに立っています。……

ところが、神武は奈良盆地の一隅を領域とする 一豪族、それも地位の不安定な外来豪族に過 ぎません。……

近畿天皇家こそが日本列島を支配する唯一無比の正統な血筋であることを主張するために、奈良盆地平定のために奔走した二代から九代までの伝承を説話として敢えて記述しない道を選んだのでしょう。」

と説明しています。更に、

「説話のない天皇についての記紀をよんだ天皇や皇族、貴族たちは、不審を抱かなかったのだろうか。 訂正をした形跡がないところをみると、誰も不審をいだいていない。 彼等は欠史八代につ

いての事情を初めから知っていた。」

20年前に古田武彦氏の『古代は輝いていた Ⅱ-日本列島の大王たちー』を読んで、それま での神武神話と呼ばれた定説を信じてきた私は カルチャーショックを受けたことを今もおぼえ ています。しかし、それでも欠史八代について はこれまでの定説のように考えていました。

伊東氏のこの一文を読んで目から鱗というと ころです、是非みなさんに読んでもらいたい論 文です。また、この論文では近畿地方の古墳の 源流や円筒埴輪の起源についても興味深く論じ ています。一読の価値ありです。

『なかった』第5号ではこの他にも古田武彦 氏の「大化の改新」批判も読み応えのある論文 です。

ところで、残念なことに古田氏自身が直接編集に携わってきた『なかった』が、次回第6号でしばらく休刊になると聞きました。

毎号わくわくして待っていた読者としては残念でなりませんが、古田氏がこの本を超えるような仕事を計画しておられるとのことですので、いつかそう遠くない日に第7号が出版されること期待したいと思います。

6月例会報告

〇 加藤勝美氏の「古代史の再検討」について名古屋市 石田敬一

毎月「東海の古代」93~95号で発表された「古代史の再検討」についての疑問・問題点等を提示された。

○ 古代史の再検討(4) 一絶対年代の復元 名古屋市 加藤勝美

「東海の古代」96号で発表した内容を説明された。

○ 『二中歴』の「継体年号」について後 瀬戸市 林 伸禧

『二中歴』年代歴に記載されている「継体」 年号についての実在説(古田武彦、兼川晋・ 非実在説(丸山晋司)を説明され、実在説が 妥当ではないかと述べられた。

〇 「横穴式石室」について

岐阜市 竹内 強

両面宿儺伝説がある岐阜県飛騨地方にある 古墳の墓制(横穴式石室)は、北部九州で発 達したものであるとの論文を紹介された。

受知県豊橋市の馬越長火塚古墳について名古屋市 石田敬一

豊橋市美術博物館の学芸員は、東三河・穂の国は大和王朝の支配下にあったとの見解であるが、この古墳の特異性、出土物、横穴式石室などから九州、関東とのつながり、地域の独自性が垣間見られると報告された。

7月例会に参加を

日 時:7月13日(日)午後1時30分~5時 場 所:名古屋市市政資料館(第1集会室)

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

交通機関

- 地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- · 名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- ・ "「清水口」下車、南西徒歩8分
- ・ "「市役所」下車、東へ徒歩8分

駐車場

- ·名古屋市市政資料館:12台収容(無料)
- ・ウィルあいち(愛知県女性総合センター)地下 駐車場:南隣、有料(30分170円)
- ・鈴木不動産コインパーク:南東角交差点の 東、有料(40分200円)

参加料:500円(会員無料)

今後の予定

7月例会: 7月13日(日)名古屋市市政資料館 8月例会: 8月10日(日)名古屋市市政資料館 例会は原則として毎月第2日曜日です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。 資料を配布される場合は、なるべく「<u>18部</u>」 ご用意願います。